

障 第 804 号
平成 22 年 1 月 12 日

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様
(訪問系サービスのみ運営する法人を除く)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長
(公印省略)

障害者自立支援法に基づく日中活動サービス（特定旧法指定（通所）施設等を含む）を行う指定事業所内敷地における共同生活住居の設置等の取扱いについて（通知）

指定共同生活介護（援助）事業所における共同生活住居の設置に当たっては、障がい者の地域生活移行を推進する観点から、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 140 条第 1 項に基づき、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外の設置が要件となっています。

一方、指定障害福祉サービス事業所の日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービスをい、特定旧法（通所）指定施設、精神障害者通所授産施設、知的福祉工場を含む）と同一敷地内に共同生活住居を設置することに関しては指定基準上特に制約はないものの、当該通所施設と共同生活住居の敷地内で生活が完結する状況が想定されるため、本県では原則このサービス利用形態を容認しない扱いとしているところです。

しかし先般、身体障がい者にも共同生活介護（援助）サービスの提供が可能となるとともに、地域生活移行の観点に加えて利用者の障がいの特性に合わせた共同生活住居の設置が必要となっていることから、改めて日中活動サービスの敷地内における共同生活住居の設置の取扱いに関して整理のうえ、別紙のとおり定めたので通知します。

なお本取扱は、標準的な指針を示したものであり、個々の共同生活住居の立地の適否に関しては、物理的な配置のみをもって判断するものではなく、通所施設と共同生活住居における利用者の生活パターン、定期的な地域住民との交流の機会の確保など、地域生活移行の観点から判断することとなることに留意願います。

おって、本取扱は、平成 22 年 4 月 1 日以降、新規に指定共同生活介護（援助）事業所を運営する場合、又は既に指定共同生活（援助）事業所を開設している事業所であって共同生活住居を追加する場合並びに既存の共同生活住居を変更する場合に適用することとし、平成 21 年度中の取扱いに関しては従前のとおりとします。

【担当】

障がい福祉担当

主事 小澤

電話 019-629-5448（内線 5449）

FAX 019-629-5454

e-mail toyokazu-o@pref.iwate.jp